

付 議 第 1 号

高知県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号**高知県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則**

高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館の」を「博物館（法第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。）の」に改める。

第5条の見出しを「（高知県博物館登録審査会）」に改め、同条第3項中「学識経験者」を「学識経験を有する者」に改め、同条第6項中「前2項」を「第4項から前項まで」に、「審査会が」を「委員長が審査会に諮って」に改め、同項を同条第13項とし、同項の前に次の6項を加える。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

9 会議の議長は、委員長が当たる。

10 会議は、委員の総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

11 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 審査会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

第5条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「委員長」を「委員長及び副委員長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 審査会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県博物館の登録に関する規則第5条第8項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる同項の会議は、高知県教育長が招集する。

高知県教育委員会規則

◎高知県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

参考資料 1

高知県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則議案説明

(1) 改正の目的及び理由

博物館法第 22 条（昭和 26 年法律第 285 号）の規定に基づき、高知県博物館登録審査会（以下、「審査会」とする。）を置くこと等を定めた、高知県博物館の登録に関する規則（令和 5 年教育委員会規則第 6 号）に、審査会の運営に関する事項を規定するため、必要な改正を行おうとするものである。

(2) 改正の主な内容

新たに、委員の任期、副委員長を選出及びその職務、会議の招集、会議の定足数、庶務等を規則に規定。

(3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

新
新

旧

対

照

表
旧

博物館の登録に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館（法第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（高知県博物館登録審査会）

第5条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聴くため、高知県博物館登録審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

2 教育委員会は、法第13条第3項（法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、法第11条の規定による登録又は法第19条第1項の規定による登録の取消しをしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 審査会は、教育委員会が学識経験を有する者のうちから委嘱し、又は任命する委員5人以内で組織する。

4 審査会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

博物館の登録に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（博物館登録審査会）

第5条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聴くため、高知県博物館登録審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

2 教育委員会は、法第13条第3項（法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、法第11条の規定による登録又は法第19条第1項の規定による登録の取消しをしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 審査会は、教育委員会が学識経験者のうちから委嘱し、又は任命する委員5人以内で組織する。

4 審査会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

6 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

9 会議の議長は、委員長が当たる。

10 会議は、委員の総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

11 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 審査会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

13 第4項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 前2項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

高知県博物館登録審査会の運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）第7条の規定により、高知県博物館登録審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期等)

第2条 審査会の委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から、当該委嘱し、又は任命した日の属する年度の末日までとする。

(副委員長)

第3条 審査会に、副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員長又は副委員長及び委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第5条 審査会の事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

高知県博物館の登録に関する規則（改正後全文）

博物館の登録に関する規則（昭和27年高知県教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館（法第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書の様式）

第2条 法第12条第1項の登録申請書は、別記第1号様式によるものとする。

（登録の審査に関する基準）

第3条 法第13条第1項第3号から第5号までの都道府県の教育委員会の定める基準は、高知県教育長（第7条において「教育長」という。）が定める。

（博物館登録原簿の様式）

第4条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、別記第2号様式によるものとする。

（高知県博物館登録審査会）

第5条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聴くため、高知県博物館登録審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

2 教育委員会は、法第13条第3項（法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、法第11条の規定による登録又は法第19条第1項の規定による登録の取消しをしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 審査会は、教育委員会が学識経験を有する者のうちから委嘱し、又は任命する委員5人以内で組織する。

4 審査会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

6 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

9 会議の議長は、委員長が当たる。

10 会議は、委員の総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

11 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 審査会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

13 第4項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(登録の公表等)

第6条 教育委員会は、法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を告示するものとする。

(1) 法第11条の規定による登録をしたとき。

(2) 法第15条第1項の規定による変更の届出があったとき。

(3) 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。

(4) 法第20条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

2 前項の規定は、法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設としての指定をし、又は同条第2項の規定により博物館に相当する施設としての指定を取り消したときにおける同条第3項の規定による公表について準用する。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定により告示する事項は、その旨及び次に掲げる事項とする。

(1) 第1項第1号に該当する場合にあっては、博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地並びに登録年月日

(2) 第1項第2号に該当する場合にあっては、前号に掲げる事項のうち変更がある事項及び変更年月日

(3) 第1項第3号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項(登録年月日を除き、変更があったときは、変更後のものに限る。次号において同じ。)及び取消し年月日

(4) 第1項第4号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項及び廃止年月日

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和 年 月 日教育委員会規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県博物館の登録に関する規則第5条第8項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる同項の会議は、高知県教育長が招集する。

別記様式 略